

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「ゴルフ・ドウ! ブランドを通して、世界の人々に夢と感動と心の満足を提供する」を経営理念とし、ゴルフ・リユース事業の先駆者として事業展開を行っております。その中で、遵法経営と株主価値の向上を目標に経営効率の追求を行い、その結果については透明性の高い情報開示を通じて社会的責任を遂行し、企業価値の向上と経営の長期安定化を実現するため、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題として認識し、諸施策を実施しております。

(2) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況

当社では、業務執行上の重要な経営課題については最初に経営会議で十分な審議、検討を行い、その結果を踏まえて取締役会で会社としての意思決定を下しております。また、それぞれの責任範囲を明確にしたうえで取締役会が一部業務執行に関する決定権限を経営会議に委譲し、迅速な意思決定による効率的な経営を推進しております。

・経営会議は、取締役と室長、本部長から構成されており、原則毎月2回の頻度で開催されております。

・取締役会は、取締役3名で構成されており、定例取締役会は毎月1回、臨時取締役会は必要の都度開催されております。

・監査役会は、常勤監査役1名と非常勤の社外監査役2名の合計3名で構成されており、各監査役は原則毎月開催される監査役会へ出席するほか、取締役会への出席や個々の取締役に對する聞き取り調査などを通じて取締役の業務執行状況を監督しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松田 芳久	5,732	43.71
中村 義和	600	4.57
ラオックス株式会社	400	3.05
佐藤弘子	398	3.03
伊東龍也	185	1.41
佐藤智之	176	1.34
渡邊和彦	172	1.31
株式会社丸三	163	1.24
フォーク株式会社	132	1.00
今井みき	130	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 セントレックス
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項がございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社では、経営企画室にCSRチームを設置し、「内部監査実施計画書」の作成及び内部監査実施後の結果報告等により、CSR担当者と監査役は連携を密にして定期的な情報交換を実施しております。また、会計監査人と監査役は、「年度監査計画」の策定及び会計監査の実施に際し、相互に連携を行い、会計上の重要事項のアドバイスも含め、各々の意見交換をもって相互連携に務めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
志村 孝典	その他									○	○
安野 憲起	その他									○	○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
志村 孝典		—	社外監査役 志村孝典氏は、当社社外監査役として10年以上の経験を通じて、当社への理解

			も深いことから、職務を適切に遂行できると判断しております。
安野 憲起	○	当社の独立役員として指定しています。	社外監査役 安野憲起氏は、司法書士として法務・財務に関する相当程度の知見を有するものであります。また、司法書士事務所長として、数多くの企業の法務に対する経験から職務を適切に遂行できると判断しており、当社の独立役員としても指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1名
その他独立役員に関する事項	

社外役員の独立性に関して

当社は、社外役員を選任するための基準を設けてはおりませんが、東京証券取引所の定める独立性に関する基準を参考にしております。また、社外役員の選任にあたりましては、独立性だけでなく、知識、能力、見識及び人格等を考慮し、当社との間に特別な利害関係はなく一般株主と利益相反が生じるおそれがないことにより判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
-------------------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明	
業績連動型報酬制度の一形態として、ストックオプション制度を導入しております。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員
該当項目に関する補足説明 更新	

平成19年6月28日に開催された株主総会において、取締役及び監査役に対する報酬としての新株予約権を発行する件、また、平成25年6月21日に開催された株主総会においては、従業員に対して特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を発行する件、ならびに取締役に對する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件、がそれぞれ承認決議されております。なお、新株予約権発行に関する詳細につきましては未定となっております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

平成25年3月期(自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)の取締役及び監査役に対するの報酬額は以下のとおりです。
 取締役3名に対する報酬額3,480万円
 監査役3名に対する報酬額840万円(うち社外監査役2名120万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬限度額(総額)は平成12年6月5日開催の株主総会において、1年間の報酬限度額1億6,000万円以内にてご承認いただいております。それぞれの取締役の報酬につきましては、業務執行の貢献度合いを鑑み取締役会にて決定されております。監査役の報酬限度額(総額)は平成12年6月5日開催の株主総会において1年間の報酬限度額2,000万円以内にてご承認いただいております。それぞれの監査役の報酬につきましては、監査役の協議によって定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役2名は取締役会に出席し、経営全般にわたり、必要な意見、発言を適宜おこなっております。また、常勤監査役と同様に原則として毎月開催される監査役会へ出席するほか、個々の取締役に対する聞き取り調査などを通じて、取締役の業務執行状況を監督しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社では、業務執行上の重要な経営課題については、まず、委員会や経営会議で十分な審議、検討を行い、その結果を踏まえて取締役会で会社としての意思決定を下しております。また、それぞれの責任範囲を明確にしたうえで取締役会が一部業務執行に関する決定権限を経営会議に委譲し、迅速な意思決定による効率的な経営を推進しています。さらに、平成25年4月より執行役員制度を導入し業務執行に関する意思決定の迅速化、意思決定機能と執行機能の分離及び執行責任の明確化、戦略経営の強化等を図っております。

- (1) リスク管理委員会は取締役と室長、本部長から構成されており、必要の都度開催されております
- (2) 賞罰委員会は代表取締役社長が任命する委員により、必要の都度開催されております。
- (3) 経営会議は、取締役と室長、本部長から構成されており、原則として、毎月2回の頻度で開催されております。
- (4) 取締役会は、取締役3名で構成されており、定例取締役会は毎月1回、臨時取締役会は必要の都度開催されております。

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤の社外監査役2名の合計3名で構成され、CSRチーム及び総務・人事チームと連携し、必要の都度に事業本部長からも業務執行に関する報告を受けております。さらに、各監査役は原則として毎月開催される監査役会へ出席するほか、取締役会への出席や、個々の取締役に対する聞き取り調査などを通じて、取締役の業務執行状況を監督しております。

また、当社の監査状況は以下のとおりです。

監査法人: 有限責任監査法人トーマツ
公認会計士: 松本 保範 氏、瀬戸 卓 氏

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外監査役も含めた監査役による監査体制が経営監視に有効と判断し、監査役会設置会社制度を採用しております。業界・社内の状況に精通した取締役ならびに、客観的・専門的見地からの助言及び、永年にわたる監査経験と独立した立場から実効性ある経営監督機関となることが期待できる社外監査役を選任しております。これにより、より広い視野を併せ持った意思決定と、より実効性の高い職務執行の監督が実現できると考え、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURLは http://www.golfdof.jp/ir/ であり、掲載している主な情報は次のとおりです。 決算短信、決算説明補足資料、有価証券報告書、株主通信、ニュースリリース、株式取扱について、株主総会関連資料、他	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が事務連絡について担当し、取締役経営管理本部長が財務・情報開示担当として情報取扱責任者であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ゴルフ・ドゥ！行動規範」及び「ゴルフ・ドゥ！行動指針」の中で、すべてのステークホルダーに対して誠実であり、ステークホルダーの立場を相互に尊重することを定めております。	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主・投資家に対する情報開示に関しては「IR方針」を制定し、同方針に基づいて適時適切な開示に務めております。	

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム構築の基本方針（平成25年5月13日改訂）

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）（会社法施行規則第100条第1項第4号）
 - (1) 取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるコンプライアンス体制を維持し確立できるように会社理念、行動規範及び会社方針を定め、遵守する。
 - (2) 法令及び定款の遵守体制を確実にするために、グループ各社にリスク管理委員会を置き、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な活動を推進する。
 - (3) 使用人は、法令及び就業規則のほか諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。
 - (4) 当社経営企画室にCSRチームを置き、グループ各社のコンプライアンス体制の整備・維持を図るものとする。また、内部監査部門として、「内部監査規程」ならびに「個人情報保護規程」に基づき各部門の業務監査・制度ならびに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取締役会に報告する。
 - (5) 違法行為等によるコンプライアンス・リスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築として「ヘルプラインに関する規程」を設ける。
 - (6) 取締役会は、「取締役会規程」等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。
 - (7) 取締役会が取締役の職務執行を監督するため、取締役は担当業務の執行状況を毎月取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
 - (8) 当社は、監査役会設置会社である。各監査役は監査役会が定めた「監査役会規程」及び「監査役監査基準」等に基づき、法令及び定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずることを取締役会に求める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
 - (1) 取締役の職務執行に関する情報を文書または電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理する。
 - (2) 当社経営企画室CSRチームは、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について監査を行う。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
 - (1) 取締役会は、事業継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
 - (2) 全社リスク管理の主管部門である当社経営管理本部は、グループ各社ならびに各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組み状況を点検し、グループ全体のリスク管理に関わる規則・規程・マニュアル等の策定に当たり、リスク管理の状況を点検し、改善を推進する。
 - (3) 事業活動に伴う各種のリスクに対しては、それぞれのリスク管理を主管する部門が対応する。事業に重大な影響を及ぼす故障、情報漏洩、信用失墜、災害等の危機に対しては、緊急時の対策等に関連する規程・マニュアル等に定めるものとし、リスクが発生した場合には、これに基づき対応する。
 - (4) 当社経営企画室CSRチームは、リスク管理体制について内部監査を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
 - (1) 取締役会は、取締役会規程に従い、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催して、法令または定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。
 - (2) 取締役会の決議により、業務執行を担当する担当役員を選任する。担当役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に、業務を執行する。
 - (3) 業務の執行については、必要な職務の範囲と責任を「組織規程」「業務分掌規程」に定め、決裁の権限を「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に定める。
5. 財務報告に係る適正性を確保するための体制
財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。
6. 当社ならびに子会社から成る企業集団（グループ各社）における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
 - (1) 当社はグループ各社の運営面で、全てのステークホルダーに対し、説明責任を負う。
 - (2) グループ各社における管理部署を定め、グループ各社の管理規程に基づき管理を行う。
 - (3) グループ各社のリスク管理委員会は、リスク管理体制を構築し、運用する。
 - (4) 当社経営企画室CSRチームは、グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて監査を行う。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）
現在、各監査役（会）の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役（会）から要請ある場合は監査役（会）の職務を補助する使用人の任命を取締役に対して求めることができる。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）
前号の要請ある場合は監査職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査役会の同意を得ることとする。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）
 - (1) 取締役及び使用人は、監査役への求めに応じて業務及び内部統制の状況等の報告を行い、当社経営企画室CSRチームは、実施した監査の結果等を報告する。
 - (2) 取締役及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事項に関する事項を速やかに監査役（会）に報告する。
10. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
 - (1) 各社監査役（会）は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ適宜会合をもち、意見交換を行う。
 - (2) 各社監査役（会）は、当社経営企画室CSRチームと十分な連携を図ることで、監査が効率的に行われることを確保する。
 - (3) 各社監査役（会）は、必要に応じて重要な会議へ出席し、必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、及び重要情報を入手できることを保証する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備に関する内容

- (1) グループ各社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。
- (2) グループ各社の従業員心得ハンドブックの行動指針の中に「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」ことを明記し、社会の秩序や市民の安全に脅威を与えるような勢力との関係は理由の如何を問わずこれを排除する。
- (3) 日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者または関連団体もぐりこむことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを十分調査する。
- (4) 反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士等、外部専門機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育・啓蒙を継続的に行う。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛に関する事項

当社としては、現段階においては社会的な公器を目指した遵法経営と、企業価値の向上を目標に経営効率の追求を目指しております。買収防衛策の導入は、「株主・投資家」と「経営者」が十分議論を行い、両者が納得した上で導入されることが、企業価値を向上させる観点から重要であると考えております。従いまして、現段階においては収益の拡大が企業価値の拡大に繋がることを目指し、かかるステークホルダーとの双方の信頼をより強化すべく一層緊密なコミュニケーションを図ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示についての基本方針

当社では、会社理念に基づく企業活動を通じて企業価値向上に努め、社会の持続的発展に貢献していくために、全社員が主体的に実践していくこととして「企業倫理規範」を定めております。その中で、会社情報の開示のあり方として、「私たちは、適時・正確な情報開示を行い、経営の透明性を高め、継続的に企業価値の増大を目指します」と定めております。なお、この企業倫理規範は、社内Webへの掲載や、従業員心得ハンドブックの携行等により、日常的に周知を図っております。この企業倫理規範に基づき、当社では、名古屋証券取引所の定める適時開示規則（以下「適時開示規則」といいます）に則り、情報取扱責任者を定めるとともに、内部情報の管理および開示に関する社内規程に従い、以下のとおり子会社を含めた内部情報管理体制を構築・運用し、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等（以下、「重要事実」といいます）の適時開示を図っております。また、このほか当社の判断により、当社をご理解いただくために有効と思われる情報についても、積極的かつ公平に開示しております。

2. 当社に係る情報

(1) 決定事実に関する情報

- 重要な決定事項については、取締役会（原則月1回開催）及び臨時取締役会において決定しております。
- 決定された重要な事項については、適時開示規則に準拠し、開示の必要性を情報取扱責任者ならびに経営企画室にて協議し、開示が必要となる場合には、速やかに開示手続きをとっております。

(2) 発生事実に関する情報

- 当社に重要事実または重要事実と推定される事実の発生、もしくはそれら事実の発生が想定される場合、当該事項の所管部は速やかに経営企画室及び経営管理本部へ連絡しております。
- 発生した重要な事項について開示が必要となる場合には、経営企画室は情報取扱責任者に報告のうえ、速やかに開示手続きをとっております。

(3) 決算に関する情報

- 決算に関する情報については、経営管理本部及び経営企画室は、取締役会での承認・報告の後、速やかに開示手続きをとっております。また、業績予想の修正等については、修正内容が明確になり次第、速やかに開示手続きをとっております。

3. 子会社に係る情報

各子会社に係る重要な情報については、各子会社を管理する主管部が当社経営企画室及び経営管理本部へ連絡し、開示が必要となる場合には、経営企画室及び情報取扱責任者が速やかに開示手続きをとっております。

- 上記2及び3において、重要事実該当するかどうか疑わしき場合は、関連部署の協議に基づき情報取扱責任者がこれを決定してまいります。
- 金融商品取引法に基づく重要事実等の開示については、電子開示システム(EDINET)を通じ、有価証券報告書、臨時報告書等を関東財務局あて提出しております。

4. 重要事実の開示手続き

情報取扱責任者ならびに経営企画室は協議のうえ、速やかに当該重要事実を開示しております。

なお、重要事実の開示は情報取扱責任者が行い、東京証券取引所の提供する適時情報開示伝達システム(TDnet)、当社ホームページ、名古屋証券取引所における記者会見や資料投函等により開示しております。

また、情報開示後の投資家、報道機関等からの問い合わせについては、経営企画室にて対応しております。